

「現状把握、検証、検討、改善、努力…」 答弁は同じ言葉の繰り返し



特に扶助費の増加は見逃すことが出来ません。この問題はこれまで再三にわたり議会で取り上げてきました。区はその都度「施策の検証、改善等を行っていく」「検討を進め、改善の努力を続けてまいりたい」「今後適正な給付を図って行きたい」と答えてきましたが、実際は増加の一途をたどっています。

この現実をどのように改善するのか尋ねたところ、今回も「努力、検証、検討、状況把握」などの回答に終始しました。

私は「公的な場での発言に対する責任の重さを十分認識されていないのではないか。これでは議会軽視だ。キツイ言い方をすれば『その場しのぎ』と受け取らざるを得ない」と思います。

生活保護者のチェックと、自立支援体制の整備を…

右の表は過去5年間の生活保護費及び保護人数の推移です。(中野区の負担分は一般会計の約1/4)

平成20年の受給者5502人を、中野区の人口約31万人の内、成人数約27万人で割れば2.03%。約100人に2人が生活保護を受けていることになります。

年度	生活保護費(総額)	中野区負担分	保護人数
20	112億3600万円	25億3100万円	5502人
19	108億7000万円	24億4000万円	5510人
18	109億7000万円	24億4300万円	5453人
17	106億1500万円	23億5500万円	5265人
16	99億9000万円	22億5500万円	4992人

年齢構成で見ると、60歳以上が61%、40代～50代が23%、20代～30代が9%、20歳以下が7%となっています。

もともと生活保護費とは、憲法で保障されている「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に起因し、さらに生活保護法では「すべての国民は、最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と明記されています。

私は「生活の援助、すなわち生活費に重点を置く以上に自立させることの方が大切だと思う。20代～30代が増えているが、どのような対策を取っているのか」と質問したところ、区はハローワークを通じて就労支援プログラムを組んでいる、また、心の病気には医療機関と連携していると回答しました。

生活保護費課の職員数は(平成21年)78人で、現業員1人当たりの世帯数は89.1となっています。課長や一部の職員を抜かせば持ち数は1人当たり100世帯以上になります。(ケースワーカー1人あたりの世帯数は98.2)これできめ細かい指導やチェック体制が本当に取れるのか疑問です。今後、生活保護業務の機能を職員でなければ出来ない業務と、委託することが可能な業務とに整理し、ワークシェアを考えるべきだと私の考えを述べました。